

商店街街路灯等電気料金等補助金交付要綱

(総則)

第1条 商店街団体による商店街の活性化等のために設置する街路灯並びにアーチ及びアーケードの照明灯の電気料金及びガス料金（以下「電気料金等」という。）に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街団体 中小商業者が地域的に組織した商店街振興組合、商店街協同組合、その他の法人化された商店街団体又は市長が認める任意の商店街団体をいう。

(2) 街路灯等 商店街団体が商店街の区域内の商業活動、歩行者の安全確保等のために設置及び維持管理をする街路灯並びにアーチ及びアーケードの照明灯をいう。

(補助金の額)

第3条 補助額は、予算の範囲内において、商店街団体が支払った1月分から12月分までの街路灯等の電気料金等の総額の2分の1の額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(交付申請)

第4条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

(1) 電力供給会社が発行する街路灯等電気料金の電気料金支払証明書の写し若しくは電気料金領収書の写し又はガス供給会社が発行する街路灯等ガス料金のガス料金支払証明書の写し若しくはガス料金領収書の写し（前年1月分から12月分）

(2) 商店街団体会則

(3) 商店街団体会員名簿

(書類等の保管)

第5条 規則第8条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定による平成21年度及び平成22年度の補助金に限り、第3条の規定により算出した額が平成20年度に交付を受けた額より低い商店街団体に対しては、平成20年度の交付額の同額を交付する。ただし、当該商店街団体が支払った1月分から12月分までの街路灯等の電気料金等の総額を限度とする。
- 3 この要綱の規定による平成22年度の補助金に限り、街路灯等の電気料金等の総額から第3条の規定により算出した額を控除した額が、平成20年度における街路灯等の電気料金の総額から同年度に交付を受けた額を控除した額（以下「平成20年度の自己負担額」という。）より高い商店街団体（この要綱による改正前の要綱第3条第1項第2号の規定による額を平成20年度に交付された商店街団体に限る。）に対しては、平成22年度の街路灯等の電気料金等の総額から平成20年度の自己負担額を控除した額を交付する。ただし、当該商店街団体が支払った1月分から12月分までの街路灯等の電気料金等の総額を限度とする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。